

Client Alert

15 June 2022

本アラートに関する お問い合わせ先



Peter Chan
Partner, Chicago
+1 312 861 2875
peter.chan@bakermckenzie.com



Stephen W. Long
Partner, Dallas
+1 214 978 3086
stephen.long@bakermckenzie.com



Sydney Hunemuller
Associate, Dallas
+1 214 978 3038
sydney.hunemuller@bakermckenzie.com



George Patrick
Summer Associate, Dallas
+1 214 978 3006
george.patrick@bakermckenzie.com

Texas Government Code Chapter 809 の概要

テキサス州では、同州の石油・ガス産業を保護するために、化石燃料からのダイベストメントを行っている企業を罰する趣旨の法律が施行された。

2022年3月16日、Texas Comptroller of Public Accounts の Glenn Hegar は、(米国やテキサスに拠点を置く企業に限らず、日本企業を含む) 大手金融機関等 19社に対し、化石燃料ベースのエネルギーをボイコットするような投資ポリシーを実施していないことの検証作業を求める通知(以下「本件通知」)を送付した。本件通知は、Texas Government Code [Chapter 809](#) (以下「Chapter 809」)に基づき行われたものである。

Chapter 809 は、ordinary business purpose がないにもかかわらず、化石燃料関連企業に罰則を科し、経済的損害を与え、又は化石燃料関連企業との取引を制限する措置を講じることを「boycott energy company」と定義した上で、テキサス州が、energy company を boycott している金融機関等と取引することを禁止する内容の法律となっている。

具体的には、テキサス州の Comptroller が、本件通知の送付先企業からの回答を踏まえ、当該企業を energy company を boycott していると判断した場合、当該企業名はテキサス州が公表するリストに掲載され、当該企業が所定の期間内に化石燃料企業のボイコットを辞めない場合には、テキサス州は、当該企業との契約を禁じられ、当該企業に関してテキサス州が保有する権益を売却し、当該企業に関して新たに投資することが禁じられることになる。テキサス州が投資引揚げを検討しているテキサス州政府系ファンドの運用資産は総額数千億ドル規模に及ぶため(例えば、この法案で特定されたファンドには、運用資産約 2140 億ドルの [Teacher Retirement System of Texas Fund](#)、運用資産約 420 億ドルの [Texas Permanent School Fund](#)、運用資産約 350 億ドルの [Employees Retirement System of Texas Fund](#) 及び運用資産約 350 億ドルの [Texas Municipal Retirement System Fund](#) などが含まれている)、金融機関等が energy company を boycott していると判断された場合の影響は深刻なものとなり得る。なお、Chapter 809 は、域外適用の問題ではなく、テキサス州政府の投資方針を規定したものと整理されているため、テキサス州に子会社、支店又は駐在員事務所を持たない会社であっても、この法律の対象となり得る。

Comptroller から本件通知を受け取ってから 61 日目までに回答を出さなかった送付先企業は、energy company を boycott していると推定され、テキサス州が公表するリストに掲載されることになる。当初の 19 件の通知以降、Glenn Hegar は 160 社以上の他の企業に同様の通知を送っており、近い将来さらに増えるものとみられている。

Glenn Hegar が Chapter 809 に関して公表した [Press Release](#) では、金融機関等が、保守的な州に対しては化石燃料セクターに対してもコミットを続けている旨主張する一方で、それと反するネットゼロやその他の ESG 政策を推進していることについての不満が述べられている。Dan Patrick テキサス州副



本間 正人
パートナー
+81 3 6271 9505
masato.honma@bakermckenzie.com



北村 裕幸
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9758
hiroyuki.kitamura@bakermckenzie.com

知事は、Comptroller への [公開書簡](#) の中で、テキサス州の化石燃料関連企業の利益を害していると思われる特定の企業を標的として、こうした思いを改めて表明している。テキサス州は、上記のとおり強力な機関投資家としての影響力を使って、近年の ESG 投資の潮流を押し返そうとしている。

boycott energy company の認定

Energy company を boycott していると認定された場合の影響は上記のとおり深刻なものとなり得るものの、その要件は必ずしも明確ではない。

例えば、Chapter 809.001(1)では、「ordinary business purpose」なくして化石燃料関連企業との取引を拒否した場合に boycott energy company に該当する旨規定されているが、いかなる場合に「ordinary business purpose」が認められるかについてテキサス州は明確な基準を打ち出しておらず、この要件が実際にどのように適用されるかは不明確である。そのため、arctic oil drilling のような危険を伴う化石燃料事業への投資を拒否した場合や、投資先ポートフォリオの多角化のために化石燃料エネルギーからグリーンエネルギーにシフトする場合に、「ordinary business purpose」があると判断されるかは不透明である。また、テキサス州は、石油・ガス産業を保護するため Chapter 809 を成立させたが、石炭等他の化石燃料産業が Chapter 809 によってどの程度保護されることになるかも不明である。かかる立法経緯も踏まえると、石油やガスと異なり、石炭関連企業のボイコットは石油・ガス関連企業のボイコットとは異なる対応が取られる可能性もあるが、Chapter 809 の文言上は石炭関連企業のボイコットも対象に含まれ得る。

SEC による ESG 開示情報の審査との関係での留意点

資本市場との関係を踏まえると、金融機関等が ESG ポリシーを公言している場合においては、本件通知に対する Comptroller への対応の際には、投資家への開示資料や米国証券取引委員会(SEC)に提出された資料との整合性が確保されている必要がある。

この点、SEC による近時の Enforcement Action を踏まえると、SEC は、ESG 要因が投資対象選択のプロセスに適切に組み込まれていることを確認するために、ESG ポリシーを公言しているファンドを徹底的に調査する方針を有していることが伺えるため、整合性の確保の必要性は高いものと言える。

今後の見通し

上記のとおり boycott energy company の要件は十分に明確でないため、今後数か月間に当局から何らかのガイドラインが公表されることが期待される。

また、本件通知が送付された当初の 19 社が energy company を boycott している金融機関等としてのリストに掲載されるかの結論は現時点では確定していないが、その確定を待たずして今後も本件通知が世界中の金融機関等に対して送付されることが見込まれている。



本件通知を受け取った場合、受領した日から 60 日以内に対応することが求められる。当該期限について延長が認められないため、boycott energy company に該当する可能性がある ESG ポリシーを採用している場合には、本件通知を受領する前であっても資料の収集及び対応方針の検討を始めることが望ましいものと思われる。

なお、化石燃料産業を保護する姿勢を打ち出しているのは、テキサス州だけではない。化石燃料からの撤退を罰し、カーボンニュートラルへのコミットメントを阻止する同様の法案が、ウエストバージニア、オクラホマ、インディアナ、ルイジアナなどの他州で提出されている。化石燃料産業を保護するための法案は、今年の共和党の主要な目標であるように見えるが、そのプロセスは流動的であるため引き続き注視していく必要がある。